

区公告第 8 | 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年 8月 7日

横浜市 保土ヶ谷区長 神部 浩

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料額決定通知書	
	国民健康保険料額通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

	氏名又は名称	通知年月日
1	ANJAS ABDUL AZIS	令和8年7月14日
2	菊地 諒	令和8年7月14日
3	田巻 瑠菜	令和8年7月14日
4	高橋 健太	令和8年7月14日
5	金田 航	令和8年7月14日
6	PAUDEL RADHA	令和8年7月14日
7	YOU JUNG MIN	令和8年7月15日
8	小林 洸	令和8年7月15日